



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県企画総務部
法制監察課

定期第 9 9 7 号 令和 8 年 1 0 月 2 日 発行

目 次

【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 8 9	森林管理重点地域の指定を解除する件	林業振興課
4 9 0	同	同
4 9 1	漁船損害等補償法の規定による同意を求め るための事前届出があった件	漁業管理調整課
4 9 2	保安林予定森林に関する通知を受けた件	森林土木・保全課
4 9 3	同	同
4 9 4	同	同
4 9 5	同	同
4 9 6	同	同
4 9 7	解除予定保安林に関する通知を受けた件	同
4 9 8	森林管理重点地域の指定をする件	同
4 9 9	同	同

【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
8 7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の 届出事項の異動の届出があった件	

徳島県告示第489号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

- 1 指定の種別
第2種森林管理重点地域
- 2 指定を解除する区域
海部郡海陽町小川字上檜木屋78、80の1及び80の2

徳島県告示第490号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり森林管理重点地域の指定を解除する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第2種森林管理重点地域

2 指定を解除する区域

海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬144の1、144の2、145の1から145の4まで、147の1、148、149及び151

徳島県告示第491号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次の1のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次の2により縦覧に供する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

（津田加入区）

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

徳島市津田町一丁目15-15 麻植 正章
同 津田本町三丁目1-77-2 東 修平

(2) 加入区

津田加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

徳島市漁業協同組合
徳島市辰巳漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

徳島市津田町一丁目1-11
徳島市漁業協同組合
徳島市津田町一丁目10番50-3号
徳島市辰巳漁業協同組合

（徳島市第一加入区）

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

徳島市中前川町五丁目1-127 仁木 直一
同 春日町二丁目5-58-2 和田 純一

(2) 加入区

徳島市第一加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

徳島市第一漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

徳島市北田宮一丁目10番2号
徳島市第一漁業協同組合

(渭東加入区)

1 届出事項

(1) 発起人の住所及び氏名

徳島市南沖洲二丁目 6－58 別所 昌廣
同 1－27 増田 成廣

(2) 加入区

渭東加入区

(3) 法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

渭東漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

令和8年10月2日から同月16日まで

(2) 縦覧場所

徳島市南沖洲五丁目 5－81

渭東漁業協同組合

徳島県告示第492号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 保安林予定森林の所在場所
三好市山城町上名字檜山818の46、818の48、818の60（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第493号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 保安林予定森林の所在場所

三好郡東みよし町東山字男山94の2から94の4まで、95、160、160の2、888の1、900の1、925

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字男山94の2・94の4・160の2・888の1・900の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び東みよし町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第494号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町上分字奥屋敷96の1、96の2、96の4、102

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥屋敷96の1・96の2・96の4・102（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第495号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

1 保安林予定森林の所在場所

海部郡海陽町船津字船津94の2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第496号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 保安林予定森林の所在場所
美馬市美馬町字入倉813の72
- 2 指定の目的
水源の涵養^{かん}
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

徳島県告示第497号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 解除に係る保安林の所在場所
名西郡神山町神領字南上角347の5、347の6、365の3
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

徳島県告示第498号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第14条第1項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第1種森林管理重点地域

2 指定の区域

海部郡海陽町小川字上檜木屋78、80の1及び80の2

徳島県告示第499号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成25年徳島県条例第67号）第14条第1項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和8年10月2日

徳島県知事 後 藤 田 正 純

1 指定の種別

第1種森林管理重点地域

2 指定の区域

海部郡海陽町平井字寒ヶ瀬144の1、144の2、145の1から145の4まで、147の1、148、149及び151

徳島県選挙管理委員会告示第87号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年10月2日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
			新	旧	
吉野びえん後援会	吉野美保	政治団体の 名称	吉野びえん後援会	吉野みほ後援会	令和8年 9月1日